

## 米原市指定管理者選定委員会委員 公募要項

米原市では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定する機関として、米原市附属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）第 2 条および米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年米原市規則第 44 号）第 6 条の規定により、施設の区分ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」とします。）を設置することとしています。

このたび、施設区分「医療関係施設および福祉関係施設」、「社会教育関係施設および地域コミュニティ関係施設」において、令和 9 年 4 月 1 日から指定管理期間が開始となる次の施設の選定委員会を設置するため、委員を公募します。

### 施設区分

	施設区分	施設名	所在地	所管部署
①	医療関係施設 および 福祉関係施設	地域包括ケアセンターいぶき 吉槻診療所 山東診療所	米原市春照 58 番地 1 米原市吉槻 656 番地 米原市志賀谷 1907 番地	健康づくり課
		地域包括医療福祉センター 米原診療所	米原市新庄 77 番地 1 米原市三吉 581 番地	健康づくり課
		北部デイサービスセンター	米原市大久保 885 番地	高齢福祉課
②	社会教育関係施設 および 地域コミュニティ 関係施設	伊吹薬草の里文化センター	米原市春照 37 番地	生涯学習課
		甲津原交流センター	米原市甲津原 1753 番地	農政課

### 募集資格および人数

令和 8 年 6 月 1 日時点において年齢が満 18 歳以上で、米原市に在住、在勤または在学している方とします。ただし、米原市の他の審議会等の委員に 2 つ以上就いている場合は、委員となることができません。

①医療関係施設および福祉関係施設：2 人以内

②社会教育関係施設および地域コミュニティ関係施設：2 人以内

### 任期

- ・委嘱の日から指定管理者の候補者の選定まで  
(会議は、6月、9月および10月の計3回開催する予定です。)

### 報酬

- ・会議1回の出席につき5,000円

### 公募期間

令和8年4月27日(月)から令和8年5月22日(金)まで

### 応募方法

『米原市指定管理者選定委員会公募委員申込書(別記様式)』を米原市政策推進部公共施設マネジメント課へ提出してください。なお、申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。

### 申込書の配布場所

申込書は、以下の場所等にて配布します。

- (1) 米原市公式ウェブサイト
- (2) 米原市政策推進部公共施設マネジメント課(米原市役所本庁舎3階)
- (3) 米原市役所山東支所・伊吹窓口センター・近江窓口センター

### 申込書の提出先・提出方法

申込書は、米原市政策推進部公共施設マネジメント課へ提出してください。なお、提出方法は、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかをお願いします。

<b>(提出先)</b>	米原市政策推進部公共施設マネジメント課 (米原市役所本庁舎3階)
住所	〒521-8501 米原市米原1016番地
電話番号	0749-53-5147
ファックス	0749-53-5138
Eメール	shisetsu@city.maibara.lg.jp

持参による申込みは、公募期間中の平日午前9時00分から午後4時45分までとし、郵送、FAXおよびメールについては、公募期間最終日の午後5時15分までに到着した申込みのみを有効とします。

### 選考・通知

委員の選考については、申込内容を総合的に判断し審査します。

選考結果については、応募者の方へ令和8年5月下旬に文書で通知します。

## その他

委員が公の施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」とします。）の代表者または役員を構成する立場にある場合は、当該公の施設に関する審議に加わることはできません。

なお、応募団体が確定した段階で、応募団体との利害関係がない旨の申立書の提出を求めます。

### <お問合せ>

米原市政策推進部公共施設マネジメント課（米原市役所本庁舎） 担当：横川・中畠

電話番号 0749-53-5147

ファックス 0749-53-5138

Eメール [shisetsu@city.maibara.lg.jp](mailto:shisetsu@city.maibara.lg.jp)